神奈川県のオオクチバスに対する漁業権免許についての要望書

平成 25 年 4 月 10 日

神奈川県知事　黒岩祐治　殿

〒142-0042 東京都品川区豊町 4-17-9
全国ブラックバス防除市民ネットワーク
会長　杉山秀樹

私たち全国ブラックバス防除市民ネットワーク（41 団体）は、神奈川県に対し、現在、芦ノ湖に設定されているオオクチバスの第五種共同漁業権免許に関連し、オオクチバスを漁業権魚種として記載した漁場計画を撤回するとともに、漁業権免許を終了させることとし、平成 25 年 9 月 1 日の免許更新時にあたり引き続き設定することのないよう強く要望いたします。

【要望の理由】

オオクチバスは日本において侵略性の高い外来生物と判断され、外来生物法で特定外来生物に指定されています。日本の環境に“いてはいけない生き物”と明確に法律に定められたのです。したがって、本来、神奈川県においても全県で駆除すべき魚種ですが、芦ノ湖においては同法が施行された 2005 年に先立つ 2004 年にオオクチバスが漁業権魚種として免許されていたため、同湖におけるオオクチバスの放流、経済利用は「生業の維持」のための「特例」として認められてきました。

しかし、貴県の芦ノ湖が全国で防除活動が行われているオオクチバスを駆除しないばかりでなく、漁業権免許における義務として特定外来生物を放流し続けることは、外来生物法制定の趣旨と矛盾するものであり、この「特例」措置は未来にわたり永続して許容されて良いものではありません。

外来生物法は「外来生物は環境破壊の大きな要因のひとつである」とする世界の大きな流れを受けて制定・施行されました。そのため、現在、国においても生物多様性条約第 10 回締約国会議（ＣＯＰ10）で定められた目標（愛知目標）を果たすべく、見直しが行われています。

芦ノ湖のオオクチバスが公式に地域の容認を得て放流され、90 年弱にわたり保護・利用されてきたことは承知しておりますが、このたびの漁業権免許の期限切れ及び外来生物法見直しを契機に「特例」を返上し、外来生物法本来の趣旨にあった漁場管理に移行されますよう、神奈川県として指導・支援することが重要と考えます。